

【記入例2】業務管理体制の届出先行政機関が変更になる場合

第1号様式（第2条・第4条関係）

※届出行政機関が変更になる場合は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれに届け出る必要があります。

受付番号	

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

記入不要

年 月 日

千葉県知事 様

事業者情報は登記内容と一致させてください

事業者 名称 チバ株式会社
代表者氏名 代表取締役 千葉 一郎

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	A																		
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1	届出の内容	
	(1)法第115条の32第2項関係（整備） (2)法第115条の32第4項関係（ <u>区分の変更</u> ）	届出先行政機関が変更になる場合は記入不要

2	フリガナ	チバカブシキガイシャ
	名称	チバ株式会社
	主たる事務所の所在地	(〒260 - 8667) 千葉 都道 千葉市 郡 (市) 中央区市場町1 - 1 府(県) 区 (ビルの名称等) 電話番号 043-223-**** FAX番号 043-227-****

業	法人の種類別	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名 代表取締役 フリガナ チバ イチロウ 生年月日 昭和●年●月●日 氏名 千葉 一郎

者	代表者の住所	(〒260 - 8667) 千葉 都道 千葉市 郡 (市) 中央区●●●2 - 2 府(県)
	事業所が複数ある場合は、県様式又は任意様式により事業所名称及び所在地がわかる資料を添付いただいてもかまいません。（事業所数の数え方は別添「事業所等の数え方」をご覧ください）	

3	事業所名称等及び所在地	事業所名称 指定(計)	所在地
	計1カ所	令和●年●月●日 1 2 ●●●●●●●●●●	千葉県●●市●●町3 - 3

4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日 千葉 花子 (チバ ハナコ) 昭和●年●月●日
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第4号 業務執行の状況の監査	次頁の記入要領により、該当するものに丸を付けてください。（第3号、第4号に該当する場合は、概要等がわかる資料を添付してください）

5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	●●市
	事業者（法人）番号	A
	区分変更の理由	▲▲市において訪問介護サービス事業所の指定を受けたため
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	●●県
区分変更日	年 月 日	

区分変更前行政機関が付番したAから始まる17桁の法人番号を記入してください。

事業所等の新規指定、廃止等により区分が変更された日を記入してください。

連絡先	所属	●●課	メール アドレス	kourou@●●.co.jp	電話 番号	043-223-****
	フリガナ 氏名	こうじ げん 厚生 三郎				

区分変更前行政機関に届け出る場合は記入不要

記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第 115 条の 32 第 2 項関係の（整備）に○を付けること。
 - ② 届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第 115 条の 32 第 4 項関係の（区分の変更）に○を付けること。
なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
① 事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

- (5) 「連絡先」
届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項(整備)関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

(3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」

①事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。

②第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。

③第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。

(既存資料の写し及び両面印刷可)

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

(4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

(1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

(2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。

(3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2項から第4号に基づく届出事項」

「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

(4) 「5 区分変更」欄

① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。